

令和6年能登半島地震に伴う災害ごみ仮置場について

令和7年4月1日より、公費解体及び自費解体に伴う災害ごみ（片付けごみ）のみの受け入れとなります。公費解体及び自費解体の申請者で、解体が未着手の方に搬入許可証を発行しております。搬入の際は必ず携行し、受付の際に運転免許証等の身分証明書と併せて提示してください。

解体を伴わない災害ごみ（片付けごみ）につきましては、通常の分別ルールに基づき、地域の可燃物もしくは不燃物の収集日に搬出いただくか、ごみ処理施設（高岡広域エコ・クリーンセンター、不燃物処理センター）に持ち込みください。

※家電リサイクル品など、普段から収集・持ち込みできないごみは除きます。

【災害ごみ仮置場】

場 所：ふれあいの森 第2駐車場

（氷見市鞍川43番地1）

受入開始日：令和6年4月30日（火）

受入可能日：平日

第2・4土曜日

受 入 時 間：午前9時～午前11時

午後1時～午後3時



※開設日の情報や、搬出による臨時休止等は市のホームページでご案内します。

【仮置場に持ち込めるごみ】

※下記のとおり分別を行った上で持ち込んでください。

ごみの種類		内 容
1	家電類	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の家電類 ※冷蔵庫の食品等は全て出してから持ち込んでください。
2	瓦	
3	畳	
4	粗大ごみ	家庭から排出される生活粗大ごみ（ソファ、マットレスも持ち込み可）
5	ガラス・陶磁器くず	ガラスやガラス製品、茶碗や食器等の陶磁器類
6	金属くず	金属製家具、金属製品、トタン、鉄骨等の金属片
7	石膏ボード・スレート板	壁材等
8	木くず	木製家具、木製建材（柱、梁、垂木等）、庭木
9	コンクリートがら等	コンクリート片・ブロック、アスファルトくず等
10	不燃物	小さな瓦礫やガラス、土砂等が混在し、分別が困難な状態のもの
11	可燃物	細かな可燃物やプラスチック片等が混在し、分別が困難な状態のもの

- ・災害ごみの仮置場では、普段の生活とは異なる分別区分に基づき受け入れしています。場内での混雑を緩和するため、事前に分別してからお持ち込みください。
- ・事業所から出たごみ、産業廃棄物（解体がれき等）は持ち込みできません。
- ・仮置場では、誘導員に従って決められた場所にご自身で災害ごみを置いてください。
- ・危険なものを持ち込む場合は、必ず受付の係員にお伝えください。

※ ごみ集積場に出せるものは、ごみ出しルールに従って地区の集積場に出してください。